令和７年度「高温ガス炉実証炉開発事業（燃料の濃縮に係る研究開発）」に係る企画競争募集要領

令和７年７月２２日

経済産業省

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

原子力政策課

経済産業省では、令和７年度「高温ガス炉実証炉開発事業（燃料の濃縮に係る研究開発）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和５年１０月１６日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

１．事業の目的（概要）

　　　2050年のカーボンニュートラルの実現には、国内総排出量の約25%を占める鉄鋼や化学を含む産業部門からの削減が必須であり、そのためには大規模かつ安価な水素供給が必要です。高温ガス炉は、従来の軽水炉よりも高温度帯となる800℃以上の高温熱活用や水素製造等の産業利用が期待されます。

高温ガス炉の燃料にはウラン酸化物を炭素や炭化ケイ素で被覆した被覆粒子燃料が採用されており、この燃料を高効率で利用するため、通常の軽水炉の燃料で使用されるウランよりも濃縮度を高めた高純度低濃縮ウラン（以下「HALEU」という。）を利用することが検討されています。

本事業では、HALEU濃縮に係る研究開発を実施することで高温ガス炉実証炉開発に資することを目的としています。

２．事業内容

〇HALEU濃縮に係る研究開発

・遠心機及びカスケード関連設備の主要仕様の検討及び設計や試作を通じた成立性確認

・回転胴の要素技術開発

・カスケード解析ツールの高度化

３．知的財産マネジメントに係る基本方針、データマネジメントに係る基本方針

本事業は、委託契約書及び「知的財産マネジメントに係る基本方針」、「データマネジメントに係る基本方針」（別添１）に従って、知的財産及び研究開発データについて適切なマネジメントを実施し、契約締結日までに、委託契約書様式の「知財合意書届出書」、「知財運営員会設置届出書」及び「データマネジメントプラン届出書」を提出していただきます。

また、研究開発データのうちプロジェクト参加者以外の者に有償または無償で提供することが可能なものについては、その索引情報を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとします。

　（参考：<http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/data_manegement.html>）

４．事業実施期間

　　　契約締結日～令和８年３月３１日

５．応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないものであること。

⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑥過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

⑦委託事業完了後の高温ガス炉実証炉開発への貢献に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

⑧本事業の取組や目的・成果等について、幅広いステークホルダーに情報発信を行うこと。ただし、連結子会社の場合は親会社による幅広いステークホルダーへの情報発信をもって、これに替えることができる。

⑨本事業の遂行により高温ガス炉実証炉の開発に寄与し、カーボンニュートラルへの移行に貢献するとともに、自社の温室効果ガス排出削減の観点からも、以下（ⅰ）及び（ⅱ）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する場合は、これらの取組を実施したものとみなす。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万ｔ未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。

1. 国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「ＧＸリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。
2. （i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

⑩次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

1. 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
2. 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
3. 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
4. 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
5. 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
6. 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
7. 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
8. イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

なお、本事業では、総経費の５割以上を外注費・再委託費とする場合には、合理性、適切性のある理由が必要です。また、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

【応募に当たっての留意事項】

Ⅰ．不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日改正　競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）[[1]](#footnote-2)を踏まえ、経済産業省所管のすべての競争的研究費について不合理な重複注1及び過度の集中注2を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））を適切に確保できるか確認するため、以下の措置を講じることとします。

詳細は、上記の申し合わせを御参照ください。

注1　「不合理な重複」とは

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの[[2]](#footnote-3)。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

・その他これらに準ずる場合

注2　「過度の集中」とは

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

・当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合

・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

・その他これらに準ずる場合

（１）不合理な重複及び過度の集中に関する情報の共有等

　不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で共有することがあります。

応募書類への記載及び所属機関、配分機関及び関係府省からの情報等により不合理な重複又は過度の集中があると認められた場合は採択しないことがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行うことがあります。

（２）他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況等の確認

応募する研究課題に携わる研究代表者・研究分担者等[[3]](#footnote-4)について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類（参考：様式６）に記載してください。

なお、これらの研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ[[4]](#footnote-5)ご記入ください。

ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することも可能です。その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

（３）今後の秘密保持契約等締結時の検討

今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることをご検討ください。

ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、その場合においても守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

（４）研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保

　応募する研究課題に携わる研究代表者及び研究分担者等については、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援[[5]](#footnote-6)を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、所属機関の関係規程等に基づき、所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。

　誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

　また、応募する研究課題には使用しないものの別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、所属機関に対し、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

（５）大学・研究機関等[[6]](#footnote-7)における利益相反・責務相反に関する規程の整備状況等の確認

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）[[7]](#footnote-8)の趣旨を踏まえ、大学・研究機関等において利益相反・責務相反[[8]](#footnote-9)をはじめとして関係の規程を整備することが重要です。これらの規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

Ⅱ．研究活動の不正行為への対応

（１）研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日経済産業省策定）（以下「不正行為指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の受託事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続きに当たって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育注1の実施状況について確認注2をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

注1 申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために～経済産業省所管の研究資金を活用した研究活動における研究不正行為と研究資金の不正使用・受給の防止～」※を参照することもできます。

* 経済産業省のホームページに掲載

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

注2 研究資金の契約手続きが円滑に行われるよう、応募された提案の採択時に研究機関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認させていただきます。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

（２）不正行為があると認められた場合の措置

１）本事業において不正行為があると認められた場合の措置

　 　本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1. 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
2. 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降２～１０年間）
3. 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１～３年間）
4. 他府省等※を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

※ 「他府省等」は、経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。

1. 経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

２）他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

（３）過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

Ⅲ．公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

（１）研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助事業者は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等に当たる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

（２）研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

１）本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1. 不正使用等の重大性などを考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
2. 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降１～１０年間）
3. 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降５年間）
4. 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務※に違反した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降１～２年）
* 善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務
1. 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者、不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者、及び不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
2. 経済産業省は、不正使用等に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正の内容、研究機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

２）他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても同様に、本事業を含む経済産業省所管の全ての研究資金への応募申請を制限します。

 （３）過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者（当該不正使用等を共謀した研究者及び善管注意義務に違反した違反した研究者を含む。）は、不正使用指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

（参考）

経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

|  |
| --- |
| 経済産業省研究不正通報窓口〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１ ＴＥＬ 03-3501-9221／ＦＡＸ 03-3501-7924E-mail bzl-kenkyu-fusei-meti@meti.go.jp |

Ⅳ．研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

1. 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出管理※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第１及び外為令別表第１に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

1. 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

1. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。このため、契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
2. ※　輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

【参照】安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

□安全保障貿易管理（全般）　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/,

Q&A　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html

□安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_jishukanri03.pdf

□大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：

　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf

　※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも御参考下さい。

https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html

□安全保障貿易ガイダンス（入門編）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html

Ⅴ．プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

　「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、民間企業を除く研究機関でプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、プロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動等に充当することが所属研究機関からの承認が得られた場合、可能です。

詳細は、上記の申し合わせ（https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf）を御参照ください。

Ⅵ．研究開発データのデータマネジメントについて

　内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和３年４月２７日）を踏まえ、研究開発により生じたデータについては、以下の「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」を参照し、データマネジメントプランの策定及びメタデータの付与を行ってください。

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/innovation\_policy/datamanagement.html

Ⅶ．特許出願の非公開制度への対応

（１）外国出願禁止の制限

　経済安全保障推進法に基づき、内閣府が定める特定技術分野に属する発明（付加要件の対象分野については、付加要件も満たす発明）は、外国出願（特許協力条約（PCT）に基づく国際出願も含まれる。）が禁止される場合がありますので留意ください。

（２）特許出願が保全審査に付された場合

　特許出願を行った発明が保全審査の対象になったことについて内閣総理大臣から通知された場合には、今後、保全指定がなされた場合に適正管理措置等が速やかに講じられるよう、プロジェクトの知財運営委員会での検討状況等を踏まえ、当該発明の内容を知っている者を特定し、その者に対して通知を受けたこと及び制限される内容を伝達してください。

（３）特許出願が保全指定された場合

　保全審査に付された発明が保全指定された場合、適正管理措置等を実施する義務がありますので、あらかじめご留意ください。

※ 特定技術分野については、核技術、先進武器技術等が該当します。詳しくは内閣府HP（https://www.cao.go.jp/keizai\_anzen\_hosho/doc/tokutei\_gijutsu\_bunya.pdf）を参照してください。

６．契約の要件

（１）契約形態：委託契約

（２）採択件数：１件程度

（３）予算規模：34.8億円（令和7年度の1年間）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

＜関連資料＞

令和7年度経済産業省予算案のPR資料一覧:GX推進対策費

（<https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2025/pr/pdf/pr_gx.pdf>）

（４）成果物の納入：事業報告書の電子媒体３部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付ＰＤＦファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

（５）委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

* 本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

（６）支払額の確定方法：年度末ごとに、事業者より提出いただく委託業務年度完了報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

７．応募手続き

（１）募集期間

　　　　募集開始日：令和７年７月２２日（火）

　　　　締切日：令和７年８月２１日（木）１７時必着

（２）説明会の開催

説明会は実施しません。そのため、本事業に係る質問等に関しましては随時メールにて受け付けておりますので「１２．」の問い合わせ先にご連絡ください。

連絡の際は、電子メールの件名（題名）を必ず「高温ガス炉実証炉開発事業（燃料の濃縮に係る研究開発）に係る質問（機関名）」とし、本文に「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「電子メールアドレス」「質問」を明記願います。

（３）応募書類

1. 以下の書類を（４）により提出してください。

・申請書（様式１）

・企画提案書（様式２）

・ＧＸリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組（様式２別添）

・提案書の概要（様式３）

・実施体制図（様式４）

・暴力団排除に関する誓約事項（様式５）

・他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況について（様式６）

・代表権を有するものによる委託事業遂行における企業のコミットメントを示す書面（自由書式）

・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）

・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

1. 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

1. 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
2. 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
3. 応募に当たっては、委託事業事務処理マニュアルを参照してください。（ＵＲＬ：<https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf> ）

（４）応募書類の提出先

応募書類はメールにより１２．記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

８．審査・採択について

（１）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を決定します。採択審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、代表権を有するものによる書面提出を求めるほか、追加の資料やプレゼンを求めることがあります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

1. 基本的事項の審査（必須項目）
2. 「４．」の応募資格を満たしているか。
3. 提案内容が、「１．」本事業の目的に合致しているか。
4. 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
5. 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
6. 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
7. 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
8. コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
9. 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
10. 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
11. 事業費総額に対する再委託費・共同実施費、外注費の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が５０％を超える理由書」を作成し提出すること）。
12. 産業競争力強化への貢献・実用化に関する審査（必須項目）
13. 事業の実施により、高温ガス炉実証炉の開発に寄与することで原子力産業全体としての人的・物質的投資の拡大に貢献するとともに、自社成長性の向上や良質な雇用の維持・強化、他社への受発注による経済効果等が認められるか。
14. 提案内容に対して、経営層や事業部門全体として深く関与し、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されているか。
15. 将来の自立化に向けて、開発する技術の需要家を巻き込むことや将来的に自ら資本市場から資金を呼び込むことを見据えた計画となっているか。
16. 人材確保に向けた取組に関する審査
17. 補助対象事業の実施にあたり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか。（必須項目）
18. 暦年/事業年度において、対前年/前年度比で大企業は３％以上、中小企業等は1.5％以上の賃上げに取り組む予定があり、その旨を従業員に表明しているか。（加点項目）
19. ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているか。ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか。（加点項目）

（３）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

９．契約について

（１）採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約書

<https://www.enecho.meti.go.jp/appli/advertisement/entrust/d-bay/2025/r7bayhdole-dmkd1_format.pdf>

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html>

　 なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

（２）再委託比率が５０％を超える場合

・総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が５０％を超える理由書」を作成し提出すること）。

・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。

・提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅲに該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

１０．経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 内容 |
| Ⅰ．人件費 | 事業に従事する者の作業時間に対する人件費 |
| Ⅱ．事業費 |  |
| 旅費 | 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 |
| 会場費 | 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等） |
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家当に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力当に対する謝金等） |
| 備品費 | 事業を行うために必要な物品（ただし、耐用年数１年以上かつ取得価格10万円以上のもの）の購入、製造に必要な経費 |
| （借料及び損料） | 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 |
| 消耗品費 | 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、耐用年数１年未満又は取得価格10万円未満で、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 |
| 補助員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例）　　通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）設備の修繕・保守費翻訳通訳、速記費用文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等 |
| Ⅲ．再委託・外注費 | 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。 |
| Ⅳ．一般管理費 | 委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 |

（競争的資金又は研究開発事業（委託額３千万円以上）に関する記載例）

※　なお、上記の各項目に「国民との科学・技術対話」の遂行に直接必要な経費を含めることができる。

（２）直接経費として計上できない経費

　・建物等施設に関する経費

　・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

　・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

　・その他事業に関係ない経費

（３）一般管理費の算出

　　本契約は、８％もしくは、「委託事業事務処理マニュアル」に記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。

（４）再委託・外注費にかかる精算処理

　本契約において、再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「１１．再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を行うこととします。

１１．その他

（１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。また、履行体制図記載の再委託先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。

（２）委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。　　　　<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html>

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

　　・「９．契約について（２）再委託比率が５０％を超える場合」を参照のこと。

（３）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

　具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html>

（４）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

（５）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

１２．問い合わせ先

〒１００－８９３１ 東京都千代田区霞が関１丁目３番１号

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

担当： 稲葉、瀧桐、堀井

電子メール： bzl-genseika-gijyutsu@meti.go.jp

※　お問い合わせは電子メールでお願いします。ＦＡＸ及び電話でのお問い合わせは受付できません。

※　なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「高温ガス炉実証炉開発事業（燃料の濃縮に係る研究開発）に係る質問（機関名）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

1. 内閣府HP（ <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf> ）参照。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。 [↑](#footnote-ref-5)
5. 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。 [↑](#footnote-ref-7)
7. 内閣府HP（ <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf> ）参照。 [↑](#footnote-ref-8)
8. 研究者又は大学・研究機関等が研究活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式、研究成果等を含む。）と、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において求められる責任や各機関において所属する研究者に求められている責任が衝突・相反している状況を意味する。 [↑](#footnote-ref-9)